

令和2年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について

1. 令和2年度交付額

●保険者機能強化推進交付金

令和2年度 25,130千円（令和元年度交付額：22,960千円）

●介護保険保険者努力支援交付金

令和2年度 25,375千円（新設）

2. 得点結果

項目	保険者機能強化推進交付金		介護保険保険者努力支援交付金	
	項目数	得点	項目数	得点
I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	8/9	135/140	1/1	40/40
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進				
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所	8/9	65/80		
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議	9/11	155/195	4/6	75/115
(3) 在宅医療・介護連携	6/6	90/90	1/1	15/15
(4) 認知症総合支援	10/10	175/175	4/4	45/45
(5) 介護予防／日常生活支援	21/33	348/450	21/33	348/450
(6) 生活支援体制の整備	6/10	42/85	1/2	15/35
(7) 要介護状態の維持・改善の状況等	0/5	60/120	0/5	60/120
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進				
(1) 介護給付の適正化等	5/9	92/120		
(2) 介護人材の確保	9/11	67/120	2/5	20/50
合計	82/113	1,229/1,575	34/57	618/870

※介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標は、保険者機能強化推進交付金の評価指標にも重複して含まれている。

※選択回答の項目については、満点の選択肢を回答したもののみ得点した項目数に含んでいる。

3. 評価指標のうち満点が取れなかった項目

番号	項目内容	状況と改善策
Ⅱ (1) ③	地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか	介護相談員派遣等事業は未実施。 人材確保等が困難なため、事業実施は今後 も予定していないが、他市の取組状況の把 握は継続して行う。
Ⅱ (2) ②	地域包括支援センターの3職種（準 ずる者を含む）一人当たり高齢者数 （圏域内の第1号被保険者数/セン ター人員）の状況 ア 1,250人以下 イ 1,500人以下か	一のセンターが担当する区域における第 一号被保険者の数がおおむね3,000人 以上6,000人未満ごとに置くべき員数ま では国設置要綱で定められており、それ 以上の場合の明確な規定がないため、セ ンター人員体制の強化（増員）の理由づ けが難しいことが課題である。
Ⅱ (2) ③	地域包括支援センターの体制充実 による適切な包括的支援事業・介護 予防ケアマネジメントの実施をして いるか。 ※地域包括支援センターの3職種 （準ずる者を含む）の配置を満たし ていることに加え、その他専門職や 事務職の配置状況 ア 全ての地域包括支援センター に配置しているか	令和3年度以降、今後の高齢化の進展等 に伴って増加するニーズに適切に対応 する観点から、5か所の各センターに配 置する専門職（主任ケアマネジャー、 保健師、社会福祉士）を3名から4名 に増員し、増加が見込まれる高齢者 単身世帯や高齢夫婦のみの世帯をは じめとする市民にとって、より身近 な相談窓口となるよう継続して事業 を実施する。
Ⅱ (5) ③	通いの場への65歳以上の方の参加 者数はどの程度か ア 週1回以上の通いの場への参加 率 イ 週1回以上の通いの場への参加 率の変化率 ウ 月1回以上の通いの場への参加 率 エ 月1回以上の通いの場への参加 率の変化率 ※全保険者の上位1割、3割、5割、 8割により配点	現時点では、通いの場全体のうち、週1 回以上の通いの場が33.7%、月1回 以上の通いの場が64.0%となってい る。 週1回以上通う高齢者の実数を増やす ため、シニア活動応援交付金等の活 用を進める。

Ⅱ (5) ⑪	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか ウ 参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施しているか	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているが、成果連動型の取組については未検討。
Ⅱ (5) ⑭	通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、通いの場の効果分析を実施しているか	健康状態等の把握は既に行っているため、さらに効果分析の手法を検討し、取組を進める。
Ⅱ (5) ⑭	自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する評価を実施しているか。	具体的な評価は未実施。 他市の状況を把握しながら、研究する。
Ⅱ (5) ⑯	高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか ア 参加ポイント事業を実施しているか	参加ポイント事業は未実施。 他市状況を把握しながら研究する。
Ⅱ (6) ①	生活支援コーディネーターを専従で配置しているか	第2層生活支援コーディネーターをモデル事業では6校区に専従職員を4人配置しており、全市展開に際しては、モデル事業の実証検証を通じて適切に人員配置を行う予定。
Ⅱ (6) ④	高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施しているか	未実施であり、情報収集を継続する。
Ⅱ (7) ①	一定期間における、要介護認定者（要介護1・2）の要介護認定等基準時間の変化率の状況	現時点では、評価に用いた国データが公表されていないため、評価状況がわからず、改善策は未定。
Ⅱ (7) ②	一定期間における、要介護認定者（要介護1・2）の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか	

<p>Ⅱ (7) ③</p>	<p>一定期間における、要介護認定者（要介護3～5）の要介護認定等基準時間の変化率の状況</p>	<p>現時点では、評価に用いた国データが公表されていないため、評価状況がわからず、改善策は未定。</p>
<p>Ⅱ (7) ④</p>	<p>一定期間における、要介護認定者（要介護3～5）の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか</p>	
<p>Ⅱ (7) ⑤</p>	<p>要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況</p>	
<p>Ⅲ (1) ②</p>	<p>ケアプラン点検をどの程度実施しているか ※全保険者の上位1割、3割、5割、8割により配点</p>	<p>居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅ごとに順番に点検を実施している。 全ケアプラン数 36,923件 ケアプラン点検数 1,224件 今後も居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームごとに点検を実施していく。</p>
<p>Ⅲ (1) ⑨</p>	<p>所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回（16.6%）以上の割合で実地指導を実施しているか</p>	<p>毎年度16.6%以上確保できるよう計画を立てているが、苦情や内部告発による緊急的な実地指導の対応、コロナ禍における実地指導の自粛要請、職員の休職が発生したため。令和3年度は、コロナ禍が収束し、実地指導実施可能と判断できれば、順次実施を予定している。</p>
<p>Ⅲ (2) ③</p>	<p>介護人材の定着に向けた取組の実施 （介護職員のケア技術の向上の取組や研修、職員が子育てをしながら働き続けられるような環境の整備に向けた取組、職員の職場での悩みを受け付ける相談窓口の整備や研修等が想定される）</p>	<p>市独自の研修や事業者向けの相談窓口整備は行っていない。府等における研修実施等の情報提供を今後も継続して行っていく。</p>

<p>Ⅲ (2) ④</p>	<p>介護に関する入門的研修を実施しているか</p>	<p>介護に関する入門的研修は未実施。 本市では、家事援助等を行う総合事業の緩和型訪問サービスの担い手(生活支援サポーター)養成研修を開催しており、本市としての介護人材の育成・確保策を継続して研究していく。</p>
<p>Ⅲ (2) ⑤</p>	<p>ボランティアポイントの取組を実施しているか</p>	<p>ボランティア養成事業は継続して実施しているが、ボランティアポイントについては他市状況も把握しながら研究する。</p>
<p>Ⅲ (2) ⑥</p>	<p>介護施設と就労希望者とのマッチングに取り組んでいるか</p>	<p>マッチングについては未実施。 他市状況も把握しながら、本市としての介護人材の育成・確保策を継続して研究していく。</p>
<p>Ⅲ (2) ⑨</p>	<p>文書量削減に係る取組を行っているか</p> <p>イ 「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第80号、平成30年10月1日施行)を踏まえて改訂された指定申請に関する様式例(平成30年9月28日付事務連絡)に該当する帳票について、Excelに統一した様式の活用</p>	<p>緊急性が低いことに加え、コロナ禍における他業務への対応から着手できていない状況。 来年度以降に対応を予定している。</p>